

事務連絡
平成5年4月26日

都道府県労働基準局
労働衛生主務課長 殿

労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

雇入時の健康診断の趣旨の徹底について

労働安全衛生規則第43条に基づく標記の健康診断については、昭和47年9月18日付け基発第601号の「労働安全衛生規則の施行について」、平成元年8月22日付け基発第462号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」等により通達されたところであるが、最近、事業者により、標記の健康診断と採用選考時の健康診断を混同している例も見受けられるので、各局においては下記に留意のうえ、標記について遺憾のないようにされたい。

記

- 1 労働安全衛生規則第43条(雇入時の健康診断)は、採用選考時の健康診断について規定したものではないこと。
- 2 雇入時の健康診断は、常時使用する労働者を雇入れた際ににおける適正配置、入職後の健康管理に資するための健康診断であること。